

米国の大学に在籍する修学の継続が困難な状況にある学生又は大学院学生の
受入れに関する方針

令和7年12月11日
総 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この裁定は、東京大学学部通則（以下「学部通則」という。）第42条の3第7項並びに東京大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第31条第5項及び第32条第4項の規定に基づき、外国の大学の学生又は大学院学生を特例として受け入れることに関し必要な事項を定める。

(特例の対象者)

第2条 この裁定により受け入れる者は、米国の大学に在籍する学生又は大学院学生であって、令和7年5月22日に米国土安全保障省が発表したハーバード大学の留学生受け入れプログラムの停止の措置その他これに類する措置による査証の取消し又は効力の停止に伴い、修学の継続が困難な状況にある者とする。

(許可等)

第3条 学部通則第42条の3第7項の規定に基づき総長の指名する学部長以外の者は、グローバル教育センター長とする。

2 グローバル教育センター長は、この裁定により受け入れる学生について、特別聴講学生として入学を許可することができるものとする。

第4条 大学院学則第31条第5項及び第32条第4項の規定に基づき総長の指名する研究科長又は教育部の部長以外の者は、グローバル教育センター長とする。

2 グローバル教育センター長は、この裁定により受け入れる大学院学生について、特別聴講学生又は特別研究学生として許可することができるものとする。

(受入れ)

第5条 グローバル教育センター長は、第3条により特別聴講学生として入学を許可した者をグローバル教育センターで受け入れるものとする。

2 グローバル教育センター長は、第4条により特別聴講学生又は特別研究学生として許可した者をグローバル教育センターで受け入れるものとする。

3 受入れに関し必要な事項は、グローバル教育センター長が別に定める。

(授業科目の履修等)

第6条 第3条により受け入れる特別聴講学生の授業科目の履修については、学部通則並びに各学部及びグローバル教育センターの定めるところによる。

2 第4条により受け入れる特別聴講学生の科目の履修及び特別研究学生に対する研究指

導については、大学院学則並びに各研究科等及びグローバル教育センターの定めるところによる。

- 3 グローバル教育センター並びに各学部及び各研究科等は、第3条により受け入れる特別聴講学生の授業科目の履修並びに第4条により受け入れる特別聴講学生の科目の履修及び特別研究学生に対する研究指導に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(読替え)

第7条 第3条により受け入れる特別聴講学生に対する学生証等に関する規程及び学生懲戒処分規程の実施にあたっての申合せの規定の適用については、当該規程及び当該申合せ中「学部長」とあるのは「グローバル教育センター長」とする。

- 2 第4条により受け入れる特別聴講学生又は特別研究学生に対する学生証等に関する規程及び学生懲戒処分規程の実施にあたっての申合せの規定の適用については、当該規程中「、大学院研究科長または大学院教育部の部長」とあるのは「またはグローバル教育センター長」と、及び当該申合せ中「研究科長」とあるのは「グローバル教育センター長」とする。

附 則

この裁定は、令和8年1月29日から実施する。